

# 判例から学ぶ労務管理の落とし穴

労務管理を行う上で必要とされる知識は、労働基準法や労働契約法等を中心とした法律のほか、多様性尊重等多岐にわたり、法律で定められていない部分を補う裁判例の知識も重要です。最近の裁判例を参考に、有給休暇の時季変更権行使や配置転換権行使にあたり、企業側が留意すべき事項について解説を行います。

経営者、管理職、人事労務担当者に有用な内容となっております。

## 開催日時等

日 時	2025年2月4日（火）14時30分～16時30分		
場 所	千葉県経営者会館 研修室 ※受講生用駐車場はございませんのでご注意ください		
内 容	<b>【内容】</b> 1. 年次有給休暇の時季変更権行使に関する留意点 （東日本旅客鉄道事件ほか）  2. 職種限定合意と配置転換権の行使 （滋賀県社会福祉協議会事件ほか）		
講 師	<b>【講師】</b> 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 川 名 秀 太 氏 弁護士 和 田 はる子 氏		 
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者		
参加費	会員 無料	非会員	6,600円（税込）

○ホームページ<http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。  
 本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛F a xをお願いします。  
 締切は1月28日（火）です。

○お問合せ先（一社）千葉県経営者協会事務局 長江 TEL : 043-246-1158  
 Eメール：nagaet@chibakeikyo.jp

FAX:043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	判例から学ぶ労務管理の落とし穴		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			